



非常時・災害時などの理由による労働時間延長

1カ月の超過勤務上限を労使協議の上で定めています。(通常は45時間) それを超えた場合は特例協議が必要となります。しかし、災害時などの非常事態には、都民の命を守り、都民の生活を救うため、上限時間に拘束されることなく公務できるようになっています。これは公務員としての責務を果たすためやむを得ないしくみではありますが、支部に上がってくる報告を見ると、100時間超が常に存在しています。



新型コロナウイルス感染症が蔓延して2年が経過しており、制限を超えて長時間労働が続けば、職員の健康危機を招くこととなります。大きな災害でも非常事態から復興の段階に入れば、100時間超の長時間労働対策が講じられます。

しかし、今回の感染症は2年を超えています。職員は公務員としての使命感で心身の限度を超えても耐えています。「非常事態だから仕方がない」という言葉は危機感を麻痺させます。

ご自分も含め、周囲を見渡して過重になっている業務に焦点を合わせて対策を職場で考えましょう。

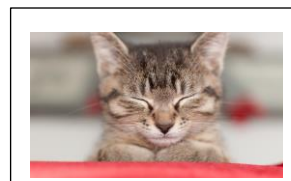
独法化に伴う「ろうきん」の給与天引きの変更について

都立病院に勤務している方は、7月の独法化に伴う給与システムの変更により預金・ローン返済の給与天引きが出来なくなります

ろうきんでローンを組んで毎月、天引きで預金・返済している方が対象になります

このサービスを利用されている方には、直接「ろうきん」から通知連絡がいきます。変更後の対応につきましては、「ろうきん」の担当者とよくご相談ください。

今後とも、組合とろうきんを利用して暮らしの安心を！



戦争反対

だめ！絶対！

一つぶやき

経営本部からの
独法化への
全職員一人一人への
丁寧な説明は……

マスクは…

